

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月23日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井政夫
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 250,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月22日開催の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定した事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立したことに伴い、平成22年5月24日に提出した有価証券届出書、並びに平成22年5月26日、平成22年6月11日、平成22年6月14日及び平成22年6月21日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### (2) 割当予定先の選定理由

### 第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_線を付して表示しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催予定の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関が合意し、事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立することが条件とされておりますが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立いたしました。

&lt; 後略 &gt;

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

&lt; 中略 &gt;

#### (2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。

また、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。

このような状況の中、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。特に製品事業では、生産体制の見直しによる原価低減と海外営業の強化により、価格競争力を向上させグローバル化に対応していくとともに、海外の半導体組立専門メーカーへの生産委託やファンドリの活用により固定費の変動費化を進め、事業リスクの軽減を目指しております。

このような課題の中、当社は、財務内容の改善及び事業基盤の強化を図るべく、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）に対し、当社に対する金融支援及び当社との事業面での協力関係の強化について打診し、その後Mingxinとの間で当社に対する金融支援についての協議を行っていたところ、今般、Mingxinに対し第三者割当の方法により普通株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）により、Mingxinから金融支援を受けることについて合意いたしました。但し、本第三者割当増資による当社普通株式（本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。）の発行については、後記「3. [発行条件に関する事項] (2) 有利発行の理由等」に記載のとおり、会社法上本株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日開催予定の当社の定時株主総会において特別決議によるご承認をいただくことを条件といたしました。また、本第三者割当増資による本株式の発行は、平成22年6月22日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関が同意し、事業再生ADR手続が成立することも条件となります。

なお、資金調達手段については、上記のとおり、当社においては財務内容の改善を図ることが急務となっており、事業再生ADR手続中にある当社の状況に鑑み、資本増強を伴う資金調達を行うこととし、また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しました。

当社は、本第三者割当増資によるMingxinとの資本関係を通じて、Mingxinとのより強固な協力関係を構築することにより、同社より事業面での協力を得られるものと考えております。すなわち、当社製品の組立（パッケージ）工程をMingxinへ生産委託することによるコスト削減、業界の成長を牽引している中国市場における事業面での協力等による、省電力、クリーンエネルギー等を中心とした環境関連事業の強化、及び中国での現地生産によるSCMでの強化等を実現できるものと考えております。このように、資本提供を受けることによる事業シナジーが見込まれるMingxinは、当社による本第三者割当増資の割当先としてベストパートナーであり、本第三者割当増資は、当社の財務内容の改善のみならず、事業基盤及び競争力の強化に大きく寄与するものと考えております。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。

また、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。

このような状況の中、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。特に製品事業では、生産体制の見直しによる原価低減と海外営業の強化により、価格競争力を向上させグローバル化に対応していくとともに、海外の半導体組立専門メーカーへの生産委託やファンドリの活用により固定費の変動費化を進め、事業リスクの軽減を目指しております。

このような課題の中、当社は、財務内容の改善及び事業基盤の強化を図るべく、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）に対し、当社に対する金融支援及び当社との事業面での協力関係の強化について打診し、その後Mingxinとの間で当社に対する金融支援についての協議を行っていたところ、今般、Mingxinに対し第三者割当の方法により普通株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）により、Mingxinから金融支援を受けることについて合意いたしました。但し、本第三者割当増資による当社普通株式（本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。）の発行については、後記「3. [発行条件に関する事項]（2）有利発行の理由等」に記載のとおり、会社法上本株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日開催予定の当社の定時株主総会において特別決議によるご承認をいただくことを条件といたしました。また、本第三者割当増資による本株式の発行は、事業再生ADR手続の成立がその条件の一つとされておりましたが、平成22年6月22日に開催された事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立いたしました。

なお、資金調達手段については、上記のとおり、当社においては財務内容の改善を図ることが急務となっており、事業再生ADR手続中にある当社の状況に鑑み、資本増強を伴う資金調達を行うこととし、また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しました。

当社は、本第三者割当増資によるMingxinとの資本関係を通じて、Mingxinとのより強固な協力関係を構築することにより、同社より事業面での協力を得られるものと考えております。すなわち、当社製品の組立（パッケージ）工程をMingxinへ生産委託することによるコスト削減、業界の成長を牽引している中国市場における事業面での協力等による、省電力、クリーンエネルギー等を中心とした環境関連事業の強化、及び中国での現地生産によるSCMでの強化等を実現できるものと考えております。このように、資本提供を受けることによる事業シナジーが見込まれるMingxinは、当社による本第三者割当増資の割当先としてベストパートナーであり、本第三者割当増資は、当社の財務内容の改善のみならず、事業基盤及び競争力の強化に大きく寄与するものと考えております。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

< 後略 >

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 1 事業等のリスクについて

組込情報である第59期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月21日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月21日）現在において判断するものです。

(訂正後)

## 1 事業等のリスクについて

組込情報である第59期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月23日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に変更がございました。変更となった箇所は 〃で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月23日）現在において判断するものです。

### 1. 〃 省略

#### 当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資によりMingxinに割り当てる株式数は1,666,700株であることから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個（直前の基準日である平成22年3月31日現在）に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

なお、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を実現していきます。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法により、取引金融機関に対するA種優先株式の発行を行うことについて決議いたしました。なお、かかるA種優先株式の発行については、平成22年6月22日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同年6月30日開催予定の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされておりますが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立しました。Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資に加え、本A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付される予定であることから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

### 省略

### 2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、戦略的投資の回収とグローバル化に対応した事業の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失を計上することとなりました。加えて、たな卸資産評価損16億55百万円及び特別損失53億80百万円を当連結会計年度に計上したことから、当連結会計年度末の純資産は47億40百万円の債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るべく、事業再生ADR手続を利用することとしました。

当社は、事業再生ADR手続の取り扱い団体である、法務省より認証を及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会に対して、平成22年4月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い同日受理され、同日付で同協会との連名で全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

また、平成22年5月10日開催の「第1回債権者会議」において、全取引金融機関に事業再生計画案の概要の説明を行い、借入金元本返済の一時停止の同意（追認）についてご承認を頂いております。

さらに、当社は、事業の継続に欠くことのできない資金に充てるために調達を行う25億円の借入に関し、当該借入にかかる債務については優先弁済権を付与することについて全取引金融機関よりご承認を得ております。

これまでどおり事業活動を行いながら、過剰な有利子負債につき当事者間の話し合いをベースとして迅速に解決する事業再生ADR手続の利点を活用し、公正中立な立場から同協会より調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提として、借入金に関わる全取引金融機関と弁済スケジュールの変更等を含めた事業再生計画案の協議を行ってまいりました。同計画案については、平成22年5月25日に開催された第2回債権者会議において説明を行い、平成22年6月2日の第2回債権者会議の続行期日において、全取引金融機関等との間で協議を行い、平成22年6月22日開催の第3回債権者会議において、全取引金融機関等の同意により成立いたしました。

以上